

Ⅲ 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業実施要領

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）別表4の大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、大豆、麦、飼料用米等の生産や需要の拡大に向け、都道府県における体制づくりや栽培技術等の導入による技術・経営実証等の取組を実施する新たな作付体系への転換支援事業、米粉の製造コスト削減技術や新たな米粉製品の開発等の取組を実施する米粉製造革新技术等の開発支援事業から構成される。

各事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等は別記に定めるとおりとする。

1 作付体系転換支援事業

別記1のとおりとする。

2 米粉製造革新技术等開発支援事業

別記2のとおりとする。

3 全国推進事業のうち大豆価格形成安定化事業

別記3のとおりとする。

4 全国推進事業のうち革新技术等波及展開支援事業

別記4のとおりとする。

別記 1

作付体系転換支援事業

第 1 事業の対象

本事業で対象となる作物は、大豆、麦、飼料用米、業務用米、加工用米のほか、地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下別記 1 において同じ。）が認める土地利用型作物（以下「大豆・麦・飼料用米等」という。）とする。

第 2 事業の内容

本事業は、大豆・麦・飼料用米等の生産拡大を図るため、

- ① 大豆・麦については、他作物との作期・作業競合の回避や省力で生産の安定に資する新たな栽培技術や品種の導入、団地化等の取組
- ② 飼料用米等については、生産コストの低減に向けた多収性専用品種や省力栽培の導入、団地化等の取組

等により、効率的な生産体制の構築とともに夏期・冬期不作付地の活用など農地の高度利用にも資する新たな作付体系への転換を図ること目的として、次に掲げる 1～8 の取組の中から、必要な取組を選択し、実施できるものとする。

1 作付体系転換推進検討会の開催

都道府県、大豆・麦・飼料用米等の生産拡大を重点的に図るべき地域（以下「生産拡大重点地域」という。）がある市町村、農業関係団体、農業者、実需者等が参画する検討会を開催し、大豆・麦の生産拡大や飼料用米等の生産コストの低減に向けた新たな作付体系・技術等の導入・普及、農地の有効活用・農産物の利用等について検討を行う。

2 作付体系転換のための合意形成

生産拡大重点地域において、作付体系・農地利用等の調整、合意形成を図るための農業者の意向把握に係る調査や農業者を対象とした説明会を実施する。

3 農地の高度利用に資する作付体系や新技術等の実証・改良

生産拡大重点地域において、農地の高度利用に資する大豆・麦の生産拡大や飼料用米等の生産コストの低減に資する技術等を新たに導入するため、実証ほ場を設置し、新たな作付体系・技術を試験的に導入する技術実証・技術改良等（農産物の利用技術等の実証を含む。）を行う。

4 大規模技術・経営実証

3 の技術の実証・改良の結果等を踏まえ、導入や普及が見込まれる作付体系・技術等について、大規模な技術・経営の実証を実施する。

5 現地検討会の開催

3 及び 4 の実証の取組地区において、実証した作付体系・技術等の効果の調査・検証の実施及び普及を図るため、都道府県、市町村、農業関係団体、農業者等による現地検討会を開催する。

6 技術経営マニュアルの作成

都道府県域への新たな作付体系・技術等の普及を図るための技術経営マニュアルの作成を行う。

7 研修会の開催

都道府県域への新たな作付体系・技術等の普及を図るための研修会を開催する。

8 多収性稲種子の安定供給システムの構築

米粉用米・飼料用米等の低コスト生産に資する多収性稲種子の安定供給を図るため、多収性稲種子の需要調査、生産計画の策定、生産に係る技術指導、種子の保管等の取組を実施する。

第3 事業実施主体

1 要綱別表7のIの事業実施主体の欄の(2)の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県、農業関係団体、農業者等により大豆・麦・飼料用米等生産拡大協議会（以下「生産拡大協議会」という。）を構成すること。

(2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、生産拡大協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした生産拡大協議会の運営等に係る規約（以下「生産拡大協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 生産拡大協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 生産拡大協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

2 都道府県農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定めるもの。）等の既存の協議会が存在する場合は、当該協議会を本事業の事業実施主体とできるものとする。ただし、当該協議会においても、1の(1)から(4)までに掲げる全ての要件を満たすものとする。

3 第2の8の「多収性稲種子の安定供給システムの構築」のみを実施する場合にあつては、都道府県段階における多収性稲種子の安定供給に向けて活動する団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、生産拡大協議会に含めるものとする。

(1) 都道府県の全域で事業を展開する複数の農業関係団体等で構成される団体であつて、都道府県も当該団体の活動に関与するなど、生産拡大協議会と同等の機能を有すると見込まれる団体であること。

(2) 代表者、組織及び運営についての規約の定めがあつて、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(3) 事務所が所在する又は事業を展開する都道府県の全域又は相当程度の範囲の地域を対象として本事業を実施する団体であつて、多収性稲種子を自ら又は他の機

関へ委託すること等によって種子の増殖が実施可能な体制を有している又は有することが確実と見込まれること。

(4) 当該団体の活動によって構成された多収性稲種子の供給体制が、種子の供給を受けようとする特定の者、団体等を排除するものでないこと。

(5) 平成24年度に麦・大豆等生産拡大地区事業のうち多収性稲種子の安定供給支援事業を実施した者であること。

第4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画の承認の承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とし、新規に事業採択の承認を受けることができる期間は、平成26年度から平成28年度までとする。

第5 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標は、生産拡大重点地域における事業実施前年度から事業開始3年後の大豆・麦の作付面積又は生産量、飼料用米等の生産コスト又は多収性稲種子の需要量に対する供給量の割合を指標として、事業開始前年度と比較して、概ね1割以上改善するように設定する。ただし、平成25年度までに事業実施計画の承認を受けた事業事業の成果目標については、なお従前の例による。

第6 事業実施計画

1 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。

また、要綱別表7のIの補助要件の欄の(3)の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、大豆・麦の生産拡大や飼料用米等の生産コスト低減に向け、都道府県における大豆・麦・飼料用米等の生産に係る課題及び生産拡大に向けた取組方針を整理する。また、都道府県内において普及すべき新たな作付体系・技術等及び生産拡大重点地域を特定した上で、事業を実施するものとする(第2の8の取組を実施する場合を除く。)。

(2) 本事業の実施と併せ、要綱別表9のリース事業により農業機械の導入を行う場合にあっては、当該リース事業により導入した農業機械を利用して大豆・麦・飼料用米等の生産を行う地域を生産拡大重点地域に位置づけることとする。

2 事業実施計画は、人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)に規定する人・農地プラン等、他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更は、要綱第5の1に準じて行うものとする。なお、重要な変更の内容については、次に掲げるものとする。

(1) 要綱別表7のIの事業内容の欄に掲げる取組の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

4 事業実施主体は、事業実施計画を地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)に提出して、その承認を受けるものとする。

第7 補助対象経費

- 1 本事業の対象とする経費は、事業に直接要する別紙1の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙1の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(1) 作付体系転換推進検討会の開催

大豆・麦の生産拡大や飼料用米等の生産コストの低減に向けた検討会を開催する上で必要となる経費であって、検討会を開催するための会場借料、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、検討に必要な資料収集、調査、打合せ、成果発表のための旅費、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

なお、検討会の開催に当たり、都道府県においては、行政部局だけでなく、普及機関、試験研究機関も参画するものとする。

(2) 作付体系転換のための合意形成

意向調査の実施及び結果の取りまとめのための賃金、説明会開催のための会場借料、専門家の委員旅費・謝金、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

(3) 農地の高度利用に資する作付体系・新技術等の実証・改良

実証・改良に必要な機械及び機器の借上費、実証に必要となる新品種の種子等の資材費、土壌分析及び収穫物等の品質分析に要する経費、実証・改良の取組の一部に係る委託費、役務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、実証調査に係る謝金、データ等の収集及び取りまとめのための賃金、資料作成費、消耗品費等を補助対象とする。

(4) 大規模技術・経営実証

大規模な技術・経営実証に必要となる機械及び機器の借上げ、購入又は改良に係る経費、実証に必要となる新品種の種子等の資材費、土壌分析や収穫物の品質分析に要する経費、実証の取組の一部に係る委託費、役務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、実証調査に係る謝金、データ等の収集及び取りまとめのための賃金、資料作成費、消耗品費等を補助対象とする。

なお、実証に必要となる機械の導入については、以下のとおりとする。

ア 稲・麦・大豆を合わせて10ha以上、かつ大豆・麦・飼料用米等を合わせて5ha以上の規模の実証であること。

イ 新たな作付体系・技術の実証に直接必要となる機械であって、導入する機械に改良を要するなど、要綱別表9のリース事業での導入が困難な場合に限る、機械を購入することができる。

ウ 購入した機械は、耐用年数が経過するまでの間、原則として5戸以上の農業者で共同利用しなければならない。

(5) 現地検討会の開催

(3) 及び (4) の実証地区における現地検討会の開催に必要となる経費であって、展示ほの設置に係る謝金、借上費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、会場借料、移動用バスの借上費、消耗品費、資料作成費等を対象とする。

(6) 技術経営マニュアルの作成

新たな作付体系及び技術等の普及を図るための技術経営マニュアルの作成に必要な経費であって、事業実施主体が行う印刷製本費、試験研究機関の専門家等の執筆謝金、資料購入費、消耗品費等を補助対象とする。

(7) 研修会の開催

新たな作付体系・技術等の普及を図るための研修会の開催に必要な経費であって、会場借料、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、資料作成に係る賃金、消耗品費等を補助対象とする。

(8) 多収性稲種子の安定供給システムの構築

多収性稲種子の需要調査及び検討会の開催等多収性稲種子の生産計画策定に係る費用、現地指導、ほ場の巡回調査、現地研修会の開催及び栽培マニュアルの作成等多収性稲種子の生産を行う団体等への技術指導に係る費用のほか、多収性稲種子の需要量の変動に応じて供給量を調整する体制を構築するための、安定的な種子の供給量確保に必要な最小限の多収性稲種子の保管料や保管種子の検査料及び種子として適さなくなった保管種子の処分料を補助対象とする。

なお、対象となる水稻種子は、別表3に挙げる品種とする。

- 2 本事業において、導入技術の実証又は普及に必要な機械・設備をリース方式によって導入する場合は、当該年度におけるリース料金を補助対象経費に計上できる。また、補助対象経費に計上できる機械・設備の種類は、別表2のとおりとする。リース方式による機械・設備の導入にあたっては、リース会社との一般的な契約による場合のほか、当該技術を導入する上で必要となる機械を所有する者が事業に参加する生産者へ有償貸与を行い、当該機械・設備を導入する場合もこれに含み得るものとする。この場合、事業実施年度ごとに必要となるリース料相当額については、次式によって算定された金額を上限とする。ただし、諸経費はリース物件価格の20%以内とする。また、法定耐用年数は減価償却試算の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令代15号）によるものとする。

$$\text{「リース料相当額」} = (\text{物件残存価格（税抜き）} + \text{諸経費（税抜き）}) \\ \div \text{法定耐用年数のうち残存年数}$$

3 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発・実証や加工品の開発・試作に係るもの及び第2の8の専用機械のリース・レンタル料に係るものを除く。）、販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

第8 事業の承認及び着手

1 地方農政局長等の承認

- (1) 地方農政局長等は、次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を

行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業のうち大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業（作付体系転換支援事業）に係る公募要領により選定された補助金等交付対象者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

ア 要綱別表 7 の I の補助要件の欄の（3）の生産局長が別に定める要件を全て満たしていること。

イ 本事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

- （2）地方農政局長等は、（1）により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式 2 号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

2 事業の着手

- （1）事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 3 号により、地方農政局長等に提出するものとする。

- （2）（1）のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月 1 日21生産第9814号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第 4 の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- （3）地方農政局長等は、（1）のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 管理運用

本事業により補助金を受けて購入した機械等のうち 1 件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械を管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に地方農政局等の承認を受けることとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 要綱第 6 の 1 に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施計画の

承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況を、別記様式第4号により翌年度の7月末日までに、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1の事業実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第10 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第5号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告するものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長等は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第6号により行うものとする。
- 6 目標年度において、以下のいずれかに該当する場合、地方農政局長等は当該事業の実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。
 - (1) 成果目標が達成されていないと判断される場合
 - (2) リース事業により導入した機械の生産コスト及び品質向上のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合
- 7 地方農政局長等は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

別表 1

推進事業補助対象経費

推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
機械購入費		事業を実施するために直接必要な農業機械導入の経費 ただし、改良を要するなどリース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の農業機械については、見積書（原則3社以上、該当する農業機械を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。

	借上費	事業を実施するために 直接必要な農業機械・設 備、実験機器、事務機 器、ほ場等の借り上げ経 費	
	印刷製本費	事業を実施するために 直接必要な資料等の印刷 費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために 直接必要な図書、参考文 献の経費	
	原材料費	事業を実施するために 直接必要な試作品の開発 や試験等に必要な原材料 の経費	・ 原材料は物品受払簿で管 理すること。
	消耗品費	事業を実施するために 直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施 期間内）又は一度の使用 によって消費されその 効用を失う少額な物 品の経費 ・ C D－R O M等の少額 な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な 器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管 理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために 直接必要な会議の出席ま たは技術指導等を行うた めの旅費として、依頼し た専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために 直接必要な資料収集、各	

		種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とし、事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合にあってはその限りではない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。

役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	・ 土壌分析を実施する場合は、「農業分野の土壌分析が補助事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」（平成26年2月26日付け25生産第3105号、25生産第3106号、25生産第3107号、25生産第3108号、25生産第3109号、25生産第3110号、25生畜第2004号、25生畜第2005号農林水産省生産局総務課長、農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長及び農業環境対策課長並びに畜産部畜産企画課長及び畜産振興課長通知）により、計量法（平成4年法律第51号）との整合を図るものとする。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
保管・検査・処分費	保管料	事業を実施するために直接必要な種子の保管経費	・ 第2の8の取組を実施する場合に限る。
	検査料	事業を実施するために直接必要な保管種子の検査経費	・ 第2の8の取組による保管種子以外の検査・処分料は補助の対象外とする。
	処分料	事業を実施するために直接必要な種子として適さなくなった処分経費	

--	--	--	--

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別表 2

導入技術の実証又は普及に必要となる機械・設備のうち、リース方式で導入可能な農業機械は以下のとおりとする。ただし、地方農政局長等が農地の高度利用に資する大豆・麦の生産拡大や飼料用米等の生産コストの低減の観点から、特に必要と認める場合にあってはこの限りではない。

項目	機械	備考
水稻	レーザー式均平作業機、不耕起播種機、水稻湛水直播機、栽培管理ビークル、水稻種子コーティング装置	
麦	乗用刈り倒し機、ピックアップアタッチメント、チゼルプラウシーダ、不耕起播種機、施肥播種同時作業機、汎用コンバイン、立毛間播種機、耕うん同時畝立て播種機	
大豆	不耕起播種機、栽培管理ビークル、施肥播種同時作業機、レーザー式均平作業機、汎用コンバイン、種子調湿機、ディスク式中耕培土機、摘心機	
多収性稲種子	種子の生産に必要な専用コンバイン、種子用低温式乾燥機、種子消毒施設等、多収性稲種子の生産に必要な専用機械	第2の8の取組を実施する場合に限る。

別表 3

第7の1（8）の取組の対象となる品種は以下の通りとする。ただし、専ら主食用品種として現に栽培されている品種は対象としないものとする。

品種名	品種名	品種名
きたあおば	ホシアオバ	いわいだわら
クサノホシ	まきみずほ	クサユタカ
クサホナミ	ミズホチカラ	リーフスター
タカナリ	みなゆたか	たちすがた
たちじょうぶ	モグモグあおば	タチアオバ
ふくひびき	もちだわら	はまさり
べこあおば	モミロマン	その他多収性の発揮による低コスト生産が見込まれる品種であることが育成試験結果等から確認された品種
べこごのみ	夢あおば	
北陸193号	ゆめさかり	